

令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版
リーディングスクール実証事業支援業務プロ
ポーザル実施要領

令和8年3月6日

新潟県教育庁義務教育課

目次

1	趣旨	2
2	業務の概要	2
3	見積り限度額	2
4	参加資格	2
5	参加表明及び提案資格の確認結果の通知	3
6	実施要領及び仕様書等についての質問の受付及び回答	4
7	企画提案書等の作成要領	5
8	企画提案内容の審査	6
9	審査要領	6
10	審査結果の通知	8
11	日程	8
12	契約の締結	8
13	契約の解除	9
14	問合せ先	9
15	その他の留意事項	9

1 趣旨

本プロポーザル実施要領は、A I ドリル等のデジタルドリルの利活用を中心に新潟県で実証事業の実施にあたり、事業者がもつ高度なITに関する専門的技術及び業務改善・改革の経験等を積極的に取り入れることが有益であることから、令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版リーディングスクール実証事業支援業務委託に係るプロポーザルを実施し、本業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版リーディングスクール実証事業支援業務

(2) 目的

委託者が行う授業と家庭学習の接続及び家庭学習の充実・習慣化に向けた実証事業を支援し、その成果を県内の義務教育諸学校全体の学力向上に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版リーディングスクール実証事業支援業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 見積限度額

見積限度額を4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の実施に必要な全てを含むものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人等で構成される団体（以下、「共同体」という。）であって、それぞれ次の要件をすべて満たしている者でなければならない。また、共同体の各構成員は、本プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていてはならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）

く。) であること。

- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 都道府県規模又は各市町村規模の自治体において、類似業務の実績を有すること。
- (7) 過去 5 年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。
- (8) プライバシーマーク若しくは ISMS 適合性評価制度認証 (JISQ27001 (ISO/IEC27001)) のいずれか又は両方の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (9) プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。

5 参加表明及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加表明

① 提出書類

以下の資料を各 1 部提出すること。

- ・様式 1 参加申込書
- ・様式 2 会社概要
 - ※共同体で参加する場合は、法人ごとに作成し提出すること。
- ・様式 3 類似業務実績一覧表
- ・県納税証明書
 - ※県税の納税義務を有する者のみ。
 - ※直近 1 年のもので、提出日の 3 カ月以内に発行されたもの。写しでも可。
- ・共同体体制図（任意様式）
 - ※共同体で参加を希望する者のみ。
 - ※共同体は、本業務に直接係わる事業者を想定しており、本業務の受託想定者とする。なお、本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託する場合は、事前に委託者の承認を受けること。
- ・プライバシーマーク、ISMS 適合性評価制度認証 (ITSQ27001 (ISO/IEC27001)) のいずれか、または両方の写し

② 提出期間

令和 8 年 3 月 11 日（水）から同年 3 月 13 日（金）までの各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、3 月 13 日（金）は午前 8 時 30 分から午後 3 時までとする。

③ 提出先

「14 問合せ先」に同じ。

④ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。ただし、郵送又は電子メールを利用した場合、「14 問合せ先」に参加表明をする旨を、電話で連絡する。郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。）とし、提出期間内必着とする。

(2) 提案資格の確認結果の通知

① 参加表明をした者全員に対し、3月17日（火）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

② 審査の結果については意義の申立てをすることができない。ただし、①の通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断された者については、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書類によりその理由について説明を求めることができる。

6 実施要領及び仕様書等についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和8年3月6日（金）から同年3月10日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、3月10日（火）は午前8時30分から正午までとする。

② 受付場所

「14 問合せ先」に同じ。

③ 提出書類

様式4 質問書

④ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。ただし、郵送又は電子メールを利用した場合、「14 問合せ先」に質問する旨を、電話で連絡する。郵送により提出場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「プロポーザル質問書在中」と朱書きすること。）とし、受付期間内必着とする。

(2) 質問の回答について

① 期日：令和8年3月11日（水）

② 回答先：新潟県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gimukyoiku/niigata-dd-ls.html>

7 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

以下に示す書類をそれぞれ指定する部数（紙）及び電子データにて提出すること。
なお、電子データは、それぞれのフォルダに分けて格納し、CD-ROM 又は DVD-ROM 1 枚にまとめること。

① 企画提案書

正本 1 部、副本 8 部及び電子データ（正本の内容を PDF 形式で保存したもの。）

ア 「仕様書」を踏まえ、以下の内容を記載すること。

- ・本業務に対する考え方・実施方針
- ・類似業務の実績
- ・実施計画
- ・実際体制 ※共同体の場合は、各法人役割等を明示すること。
- ・実証校への支援
- ・事業検証、好事例の共有のための業務支援
- ・コミュニケーション、定例報告及び業務打合せ
- ・その他独自提案

イ 提案書は、A4 版横、横書き、上綴じとし、表紙に「令和 8 年度デジタルドリル活用型にいがた版リーディングスクール実証事業支援業務企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

ウ 提案書は、20 ページ以内とする。（表紙、目次を含む）

エ 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

オ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

カ 提案書の中央下に頁番号（表紙を含む）を付し、表紙の次に目次を入れること。

② 見積書

1 部及び電子データ（正本の内容を PDF 形式で保存したもの。）

※見積の総額及び内訳について、作成し、代表者印を押印すること。（様式任意）

(2) 提出期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 4 月 3 日（金）までの各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、令和 8 年 4 月 3 日（金）は午前 8 時 30 分から午後 3 時までとする。

(3) 提出先

「14 問合せ先」に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送を利用した場合、「14 問合せ先」に企画提案書を郵送した旨を、電話で連絡する。なお、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「企画提案書等在中」と朱書きすること。）とし、提出期間内に必着とする。

(5) その他

- ① 企画提案書の内容等について、必要に応じて照会を行うことがある。
- ② 企画提案者は、一参加者について一提案とし、提出期間外の提出、再提出又は差替えは認めない。

8 企画提案内容の審査

提出された企画提案書等に基づき最優秀提案者を決定するため、提案者は、審査委員会において、企画提案書の説明を行うとともに、審査委員からのヒアリングを受けるものとする。ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。

ヒアリングの日時及び会場、実施方法等については、企画提案書の提出があった者全員に対して別途通知する。

(1) 日時及び会場（予定）

令和8年4月8日（水） 新潟県庁行政庁舎内

※企画提案書を提出した者に対して別途詳細を通知する。

(2) 実施方法

- ① 内容説明の説明者は、本業務従事予定者の責任者とする。（上限30分間）
- ② 質疑応答は、説明者又は説明者以外の本業務従事予定者が対応することとする。
（上限は20分間）
- ③ 本説明の参加は1者につき、5名以内とする。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果について審査し、最優秀提案者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

以下のとおり

項番	審査項目		提案書記載内容	配点
	大項目	中項目		
1	本業務に対する考え方・実施方	事業内容の理解	新潟県の方針・事業の目的等を踏まえて、本業務に対する考え方・実施方針を記載すること。	10

	針	(新潟県) https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/465052.pdf	
2	類似業務の実績	類似業務実施による専門知識、ノウハウの有無	都道府県規模又は各市町村規模において、本業務と類似する業務の実績を記載すること。(直近5年5件まで) ※実態調査、支援計画策定支援、報告書や発信用の資料作成のそれぞれの実績やその他、類似業務の実績について記載すること。
3	実施計画	業務実施計画、プロジェクト管理全般	本業務の目的、内容、進め方等について、プロジェクト定義を記載すること。
		基本スケジュール	基本スケジュール(案)を記載すること。契約から事業完了までの具体的なスケジュール(案)を記載すること。(仕様書記載の希望時期での対応が難しい場合は、代替案を示すこと。)
4	実施体制	実施体制、役割分担	実施体制図を記載すること。また、業務ごとに担当者の役割を明確に示すこと。(それぞれの業務に精通した事業者を割り当てるなど、業務を遂行する上で無理のない最適な体制が構築されていること。)
		事業者を求める要件	事業者を求める要件の充足状況を記載すること。
5	実証校への支援	令和8年度実証校の実態調査	選択した実証校、実態調査(案)を記載すること。 ※実証校を選択する際の留意点を踏まえているか、取り扱うデータの種類や取得方法に加えて独自調査もある場合は、課題解決に向けて、どのように達成状況を図るのか記載すること。
		令和8年度実証校支援	支援計画(案)を記載すること。
6	事業検証、好事例の共有のための業務支援	事業検証委員会の業務支援	「事業検証委員会」の運営支援について記載すること。 ※作成する資料の概要と完成までの手順は必ず記載すること。また、その他支援内容があれば記載すること。
		好事例の共有	好事例の共有について記載すること。
7	コミュニケーション、定例報告及び業務打合せ	コミュニケーション	コミュニケーションの方法について、記載すること。 なお、事業者(共同体の場合は少なくとも1社以上)の本支店又は営業所が新潟県内に1か所以上あり、作業従事者は常駐可能な者がいる場合はその旨を記載する

			こと。	
		定例報告及び業務打合せ	定例報告及び業務打合せについて、記載すること。	
8	価格	価格	見積り額を記載すること。	5
9	追加提案	追加提案	別途、有益と思われる追加提案がある場合、具体的な提案内容、優位点等について記載すること。 ※有償無償の区分を記載すること。有償の場合は、発生する費用も記載すること。	5
10	プレゼンテーション	提案内容が本業務に合致していることを明確に説明されているか。		10

10 審査結果の通知

- (1) 審査内容については公表しない。
- (2) 審査結果について、提案者それぞれに文書で通知する。
- (3) 参加者は、審査結果について意義の申立てをすることができない。ただし、上記(2)の通知を受けた者のうち、最優秀提案者に決定されなかった者については、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により決定されなかった理由について説明を求めることができる。

11 日程

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 募集公示（県ホームページに公開） | 令和8年3月6日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年3月10日（火）正午 |
| (3) 質問に対する回答（県ホームページに公開） | 令和8年3月11日（水） |
| (4) 参加申込期限 | 令和8年3月13日（金）午後3時 |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和8年3月17日（火） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年4月3日（金）午後3時 |
| (7) ヒアリング実施 | 令和8年4月8日（水） |
| (8) 審査・選定委員会 | 令和8年4月8日（水） |
| (9) 審査結果の通知・公表 | 令和8年4月10日（金） |
| (10) 契約 | 令和8年4月17日（金）頃 |

12 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める見積り限度額の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167号の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 契約の解除

契約締結後であっても提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力が無いと認められる場合は、契約を解除することを妨げないものとする。

14 問合せ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁義務教育課指導第1係 担当：高橋

電話番号 025-280-5604

E-mail ngt500040@pref.niigata.lg.jp

15 その他の留意事項

- (1) 書類の作成にあたって使用する言語、通貨及び単位は日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 書類の作成、説明会等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、参加を表明した者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「様式5 参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ① 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ③ 期限後に提出書類を提出した者